

住民意見の聴取・反映に関する提言

(一般意見聴取WG素案 021101 版)

淀川水系流域委員会

目 次

1	基本理念	1
1 - 1	行政主導から行政と住民の協働へ	1
1 - 2	従来の河川管理における課題	1
2	住民と行政の協働による河川整備・管理のあり方	3
2 - 1	情報の共有と公開	3
(1)	情報の公開	3
(2)	情報の共有	3
2 - 2	住民との連携・協働	4
(1)	住民団体・地域組織等との連携	4
(2)	河川・環境学習の推進	4
2 - 3	関係団体、自治体、他省庁との連携	5
3	淀川河川整備計画策定・推進にあたって、河川管理者が行うべき施策	6
3 - 1	淀川水系流域委員会における一般意見聴取の取り組みの総括	6
(1)	これまでの委員会活動	6
(2)	委員会活動に対する流域住民の反応	7
(3)	委員会における住民と連携・協働の総括	8
3 - 2	河川整備計画策定時	10
(1)	情報の公開と共有	10
(2)	住民との連携・協働	11
3 - 3	河川整備計画策定後	12
(1)	情報の共有と公開	12
(2)	住民との連携・協働	12

1 基本理念

1 - 1 行政主導から行政と住民の協働へ

淀川水系は、近畿二府四県の自然条件を形成するとともに、地域の水循環において根幹的な役割を果たし、地域の産業や住民生活にとって多面的な関わりを持っている。この淀川水系の根幹となる河川については、これまで河川管理者がその管理計画を定める権限を持ち、それを実施する責任を付託されてきた。しかしながら、河川管理者は行政機関の一部であり、地域の産業や住民生活に全面的に関わる責任を与えられておらず、部分的な行政責任を負っているにすぎない。それゆえ、河川管理の責任を与えられている行政機関の主導で計画が定められ、事業が実施されるというこれまでの河川管理の方法では、河川生態系での本来の人間の生き方や自然環境のあるべき姿などの視点からみると、いくつかの事象が軽視あるいは無視されることになる。

淀川水系は、本来、住民の共有財産である。地域の産業や住民生活に全面的にかかわる住民、事業者および住民団体が河川管理計画の策定、事業実施および事業監視に積極的に参加できる仕組みを制度化し、行政主導型から行政と住民の協働型の河川管理に転換し、河川を根幹とする地域の自然条件と水循環を健全に保つことのできる河川管理の体制を整備すべきである。

行政と住民の協働型の河川管理へ転換するためには、行政側と住民側の両方で河川行政に対するこれまでの意識を変える必要がある。行政は従来の職能的専門家意識から、住民の生活感覚に密着した立場からの意見をも積極的に採り入れることのできる新たな専門家意識を醸成する必要がある。一方、住民は行政に対する「お上」意識や行政への白紙委任的態度を払拭するとともに、利益享受者としてのみ自らを位置づけるのではなく、利益享受には責任分担が伴うことを意識するべきである。このような意識変革のために、行政と住民との間の信頼関係を築き上げていくことが肝要であり、とりわけ行政側からの情報公開、住民参加の機会、さらに住民の側からの生活に密着した情報づくりや、いざという時の参画意識と、主体性の醸成が必要である。

1 - 2 従来の河川管理における課題

永年にわたる治水と利水に偏った河川行政の結果、川と人とは遠ざけられ、人々の河川への意識が薄らいできた。行政が計画を立案し、住民がそれを受け入れる従来の河川管理の方式は、住民が主導的に河川管理にかかわる機会を減少させた。近年、川との新たな関わり方を模索する等、河川に対する住民の意識が高まりを見せているが、行政主導によるこれまでの河川管理行政では、これら住民意識の変化に十分対応できない。住民との十分な合意形成がなされないまま河川事業が行われ、しばしば、住民と行政の対立を生じさせ

た。従来の河川行政の主な課題は、下記の通りである。

<従来の河川管理の課題>

- ・ 住民と河川管理者が、川の将来像を共有していない。
- ・ 縦割り行政や行政の閉鎖性による住民の行政に対する不信。
 - ・ 国の機関の縦割り 例：国土交通省と農林水産省と厚生労働省
 - ・ 国土交通省内部の縦割り 例：河川と道路と都市開発
 - ・ 自治体内部の縦割り 例：河川と農林水産商工
- ・ 住民と河川管理者の日常的な情報交流の機会がない。
- ・ 河川管理者側の住民対応窓口が狭すぎる。
- ・ 河川管理者の事業や計画に関する情報が住民に適切に伝わらない。
- ・ 事業や計画の根拠についての説明責任が十分果たされていない。
- ・ 計画策定にあたり、住民からの意見聴取や住民参加の機会が非常に限られていた。
- ・ 情報公開の時期や内容が不適切であり、住民と行政が対立する原因のひとつとなった。
- ・ 具体的事業遂行にあたって、特定の利害関係者を重視してきた。
- ・ 事業実施にあたって住民の役割分担や参加、協力の機会がない。
- ・ 事業実施後の見守り（監視）や事後評価が行われず、行われても結果が公開されない。

2 住民と行政の協働による河川整備・管理のあり方

河川管理者は、住民の知恵を活かした公正で、社会全体の便益の大きい合意形成を実現するための仕組みを検討しなければならない。地域相互間、例えば上下流住民間の意見が主体的に調整され、合意が形成される必要がある。利害が対立した場合の調整のしかたや社会的な利害調整が、恒常的に行われる仕組みを構築することも必要である。行政と住民の協働による河川整備・管理を推進するためには、河川管理者が、川や湖に関連する情報や施策内容を十分に開示し説明して、相互の理解のもとで合意形成ができるよう図らねばならない。この場合も、河川管理者、住民の双方が、お互いの責任、役割分担、費用負担等のルールを取り決める必要がある。合意形成の基本は、「信頼」「安心」であり、河川管理者と住民は、双方が共に、十分な信頼、安心を獲得できるように努力しなければならない。

2 - 1 情報の共有と公開

住民が河川管理者とともに河川管理・整備を進めていくためには、河川に関する情報を住民と河川管理者が共有できていることが前提となる。

(1) 情報の公開

河川管理者は、河川に関する基礎情報を普段からわかりやすく公開するとともに、事業実施の際は計画段階からの判断形成過程の情報を、住民に対して包括的に公開しなければならない。情報提示に際しては、性別や年齢、障害の有無による情報格差が生じないように十分配慮しなければならない。事業対象地域以外の住民にも広く情報が行き渡るよう、情報通信技術の活用等が必要である。

また、公開する情報について、意図的な加工・隠蔽は行ってはならないのは当然のことであるが、社会的に重要な事項、あるいは今後重要とされる事項については、その論点を明確にした上で、情報を公開しなければならない。情報の公開後は、情報が住民にどう伝わったか、合意の形成にどれだけ役立ったかを確認し、情報発信のあり方を絶えず改善していくことが必要である。

(2) 情報の共有

河川管理者が収集している情報だけでは、生活者の立場に立った河川整備・管理は実現できない。情報の収集や発信にあたっては、住民団体や地域組織等が自主的に収集している経験的な情報や調査研究情報をはじめ、他省庁が収集している情報についても積極的に活用することが必要である。

生活の中で川とかかわってきた住民の経験や知恵、河川との固有の関係性は、河川整備

を進める上で大切な情報であるが、統計やアンケート等の手段で把握することは困難である。河川管理者は、日ごろから住民と積極的に接触すると共に、住民団体・地域組織等との交流を進め、隠れた情報を把握するように努めることが重要である。なお、これら情報の発信と収集について、住民とのコミュニケーションを円滑にするために、住民との対話を行う際の窓口となる部署や機関を設置することも検討が必要である。

2 - 2 住民との連携・協働

問題把握、計画立案から合意形成、利害調整、事業の実施及び事業の評価にいたるまで、これまで河川管理者がほぼ一括して行ってきた河川整備・管理の全プロセスにおいて、住民の参画を促進・支援することが必要である。

(1) 住民団体・地域組織等との連携

公正で社会全体の便益が大きく、かつ住民の感性に合致した河川整備を行うためには、独自の情報網を持つ住民団体や、地域の事情に明るく生活者の立場に立った地域組織等との連携が不可欠である。これにより、統計や図面等机上の議論を基に計画をつくる傾向がある従来方式から、住民と行政がともに川の中に立って現場から発想する計画のあり方へと転換することができる。

合意形成においては、居住地域や社会的な立場によって生じる利害関係の調整、河川管理以外の事業との整合性、きめ細かな住民ニーズへの対応等、さまざまな課題があるが、住民団体や地域組織等との対話や連携を通じて、広範な人々の意見反映と合意形成の円滑化がはかれる。さらに住民団体・地域組織は、行政の縦割りをのりこえて他省庁やさまざまな機関と連携した総合的な事業を進める可能性を有している。これら住民団体・地域組織との連携を行うにあたって河川管理者は、住民の自主性・自立性を尊重し、対等な立場で連携をすすめることが必要である。したがって連携にあたっては、河川管理者、住民の双方が、お互いの責任、役割分担、費用負担等を常に確認しておく必要がある。

(2) 河川・環境学習の推進

さまざまな生物が生息し、人との深いかわりを持ち、絶え間ない変化を見せる河川は、理想的な環境学習の場である。特に現在は、学校週5日制や総合学習が実施され、河川には環境学習や体験学習の場として大きな期待が寄せられている。子どもたちが川で遊んだり、危険な状態を、意外性をもって学んだり防災訓練を行ったり、河川整備に参加したりする機会を創出することは、子どもの情操を育み、水の多義性を意識する人材を育成する上でたいへん有益である。

また、子どもに限らずとも、新たに地域に住み出した人や、古くから住んでいても川への意識が薄い人々が多く、災害の危険性や河川環境への負荷が高まっている。こうした人々

が、危機への対処のし方や河川環境の保全のあり方等を学ぶ機会を積極的に作る必要がある。このような取り組みを促進するため、河川管理者は、住民団体や地域組織（たとえば自治会、老人会、婦人会、子ども会、PTA等）と連携し、積極的に学校や公民館等へ出かけて住民との対話を行うこと、必要な受け皿（ハード）や情報（ソフト）の整備に努力すること、フィールドの安全性を考慮しつつできる限り自然状態を維持するよう配慮することが必要である。

2 - 3 関係団体、自治体、他省庁との連携

河川管理者は、水利権者、府県、市町村、農林水産省、厚生労働省、環境省等関係省庁と進んで協議し、これら関連機関の持つ長期、中期計画を河川整備計画に適合するように調整することが必要である。特に、多くの関係機関との連携が必要となる問題については、関係行政機関等に働きかけた上で、推進における連携の具体案を計画のなかに提示すべきである。また、調整を図るなかで明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して住民の判断材料として提供しなければならない。また、河川整備計画策定後も、住民との協働による河川整備・管理の原則のもとで、関係省庁、自治体と積極的な連携を図らなければならない。連携に当たっては、以下の点に十分考慮しなければならない。

- ・ いわゆる縦割り行政を克服し、農業、漁業、林業、都市計画、環境保全と相互に連携した総合的な取り組みが行えるようにすること。
- ・ 計画策定段階から関係他省庁や府県、市町村等関係機関と連携し、計画の推進段階で円滑な連携をとれるようにすること。
- ・ 河川的环境整備・保全を含む事業については、関係機関においても同種の事業を実施・計画している可能性が考えられる。そのため、整備計画を策定するにあたっては、事業実施段階における関係機関との連携を想定した合理的かつ公正な計画とすること。

3 淀川河川整備計画策定・推進にあたって、河川管理者が行うべき施策

本委員会では、流域住民の意見を審議にできる限り反映させることを目指して、様々な取り組みを行った。その主な目的は、河川整備の方向性及び河川管理者が住民意見をいかに反映させるべきかについて、よりよい提言を行うことであった。以下では、本委員会が行った活動及びその課題について総括した上で、河川管理者が河川整備計画策定にあたって行うべき施策について提言を行う。

3 - 1 淀川水系流域委員会における一般意見聴取の取り組みの総括

(1) これまでの委員会活動

流域住民の意見を審議・提案内容に反映させる過程は、伝える（より多くの流域住民に現状と課題を認識してもらう）、聞く（多くの流域住民の多様な意見を汲み取る）、対話する（流域住民と委員が対話することで論点を深め共有する）、反映させる（流域住民から汲み取った内容を審議・提言に反映させる）、見直し・修正する（審議・提言の過程と結果を流域住民に伝え、意見を頂き、見直し・修正する）、からなると考えられる。

「伝える」ための活動

<委員会の活動の伝達>

- ・ 委員会・部会の審議はすべて公開とした。
- ・ 委員会・部会の資料を公開した。
- ・ ホームページでの広報活動を行った。（委員会・部会等の開催ごとに更新）
- ・ 委員会ニュース、部会ニュースを配布した。（合計約 16 万部配布）

<意見募集、意見発表会、意見を述べる機会の伝達>

- ・ 新聞紙面による広報活動を行った。（全国紙 5 紙 × 2 回、各地方紙 × 2 回、生活情報誌 × 1 回）
- ・ ちらしの作成（案内ちらし約 6 万部）と関係団体等（約 1500 件）への配布をおこなった。

<流域委員会の提言について伝える>

- ・ 中間とりまとめを冊子として作成、配布した。（約 2000 部）
- ・ 中間とりまとめを契機としたシンポジウムを開催した。（1 回実施）
- ・ 中間とりまとめをわかりやすくまとめた冊子「淀川水系流域委員会からのメッセージ」を作成、配布した。（5000 部）

「聞く」ための活動

- ・ 現地視察時に地域に詳しい方に事前にお問い合わせいくつかの要点で現状等について

説明いただき、現地の方に自由に集まっていただき意見を聞いた。(現地視察回数合計12回)

<川への想いを聞く>

- ・一般からの意見を常時メール、FAX、郵便等で受け付けた。(合計約300件)
- ・委員会、部会の場で一般傍聴者から意見をお伺いする時間を設けた。(公開会議開催回数合計55回、一般傍聴者発言数合計約50件)
- ・テーマを設定し、琵琶湖・淀川流域および水供給区域に広く呼びかけて一般から意見募集を行った。(意見数約240件)

<流域委員会の提言について聞く>

- ・中間とりまとめに対する意見募集を行った。(意見数約150件)

「対話する」ための活動

- ・寄せられた意見の中から代表的な意見の方を招き、意見聴取の会を設けたり、現地でテーマ別の対話集会を開催したりすることで、直接意見を聞き対話した。(一般意見聴取の会等9回、延べ発表者数約50人)

「反映させる」ための活動

- ・一般からの意見を常に受け付け、その意見を委員会・部会資料として配付した。(いただいた意見を委員会・部会にて配布し、委員、河川管理者、一般傍聴者で共有)
- ・一般からのご意見を課題ごとに分類した表を作成し、審議資料とした。

「見直し・修正する」ための活動

- ・審議結果・審議資料をホームページで公開した。(当日配布された資料をPDF形式でダウンロード可能とした)
- ・「一般からの応募意見集」として冊子を作成し、意見発表者に礼状と共に送付した。

(2) 委員会活動に対する流域住民の反応

以上の活動に対する流域住民(約1600万人)の反応は以下の通りであった。

委員会に意見を提出された方：延べ約700人

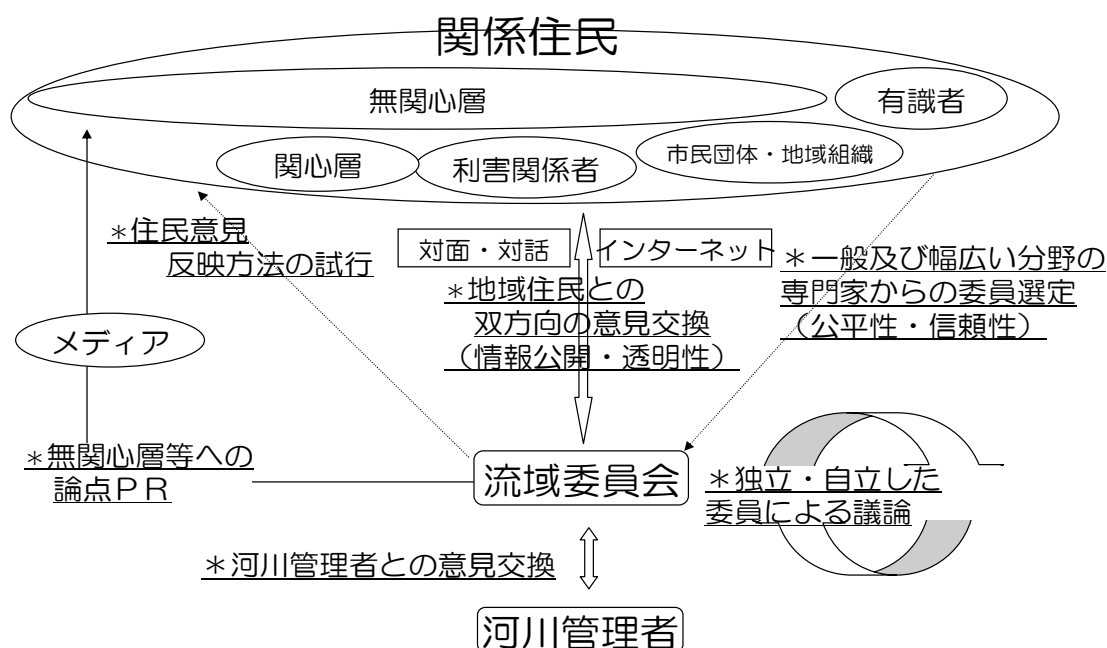
委員会・部会等の審議を傍聴された方：延べ約1000人(住民・企業の傍聴者)

シンポジウムへの来場者数：500人

ホームページへの閲覧件数：26000件(トップページの延べ閲覧回数)

流域委員会の認知度：シンポジウム会場でのアンケートでは約3分の1の人がシンポジウムで初めて流域委員会の事を知ったと回答している。

淀川流域委員会のこれまでの取組み



(3) 委員会における住民と連携・協働の総括

委員会の活動結果を、上述の5つの目的に沿った問題点、想定原因、成果、反省点は以下のとおりである。

「伝える」ことは十分であったか

- (問題点) 流域住民の、委員会活動に対する認知度はまだまだ低く河川の現状認識、問題意識の共有が一部に留まった。重要点を絞った論点の提示が遅くなり、十分に伝えることがまだできていない。
- (想定原因) 伝達手段と伝達回数への制約が原因と考えられる。また、委員会内部の情報共有に時間を要したため、論点の開示が遅くなった。
- (成果) 新聞、委員会ニュース、部会ニュース、シンポジウム、冊子「淀川水系流域委員会からのメッセージ」、ホームページ等により、淀川水系の将来に関する論点を流域の多くの人の目に触れるようにすることはできた。
- (反省点) 不特定多数層に対しては、より早い段階で、論点を整理した分かりやすい資料をもとに、よりよく目につく方法で一気に露出すべきであった。また、特定多数層に対しては、自治会関係、学校関係等のネットワークに対しての働きかけをより広く行うべきであった。

「聞く」ことは十分であったか

- (問題点) これまでに意見を寄せられた方が十分ではない。意見を寄せられる方が比

較的意識の高い方に集中し、子ども、若者、学生、女性等の層からの意見が少ないと思われる。委員会・部会においては、意識の高い一定の方に発言が集中していた。意見発表の時間が短すぎ十分意見を述べられないとの意見も見受けられた。論点が明確ではない場面も見られ、それぞれの個人の想いをそれぞれが、表明する形に陥ることが時折みられた。

(想定原因) 意見を言う場があることを「伝える」ことが十分ではなかった。会議開催日のほとんどが平日であるため、仕事を持つ人、学生等の参加が難しいとの意見が聞かれた。会議の時間的制約から発言者の持ち時間が短かったことも考えられる。

(成果) 中間とりまとめに対して多様な意見をいただくことができた。大きな会場で待ち受けるだけでなく、直接地域に出かけ、その場で利害関係者の話を直接聞くことができた。流域住民の中にも相反する意見があり、それを同時にぶつけ合うことがある程度できた。

(反省点) 委員会が、流域住民側にさらに出かけてゆくべきであった。休日、夕方等の開催を増やすべきとの意見も多い。流域住民全体の意思を把握するために、積極的に意見を言わない人びとの声を聞く方法も検討すべきであった。説明する側である委員会の内部により早く合意形成ができていれば早い段階で委員会として公式の意見表明ができたであろう。また、聞いた意見をどのように活用するのかについて、さらに十分説明されるべきであった。

「対話する」ことは十分であったか

(問題点) 対話の深さが十分ではなく、委員から住民への質問が中心になる場合が見られた。論点が明確でなく議論がかみ合わない状況も見られた。

(想定原因) 対話する段階で委員の合意形成ができていなかったため、流域住民に対して責任を持った意見表明ができず、委員個人としての意見表明に留まった。対話の時間が不足していた。流域住民にとって、国土交通省と委員会の役割が不明確であった。

(成果) 現地視察時の現場における対話により、流域住民と委員の認識が深まった。現地対話集会において、委員会に対する厳しい批判を受けることができた。現地対話集会に利害関係者の出席を求め、意見の異なる出席者間同士の対話により、双方に影響を及ぼしあうことができた。

(反省点) 中間とりまとめ以前に、ここまでという線で委員の中間的合意形成を図っておくことも効果的であったろう。論点を明確にした上で、賛成/反対の双方の意見を聞く必要があることも考えられる。住民同士がより多く対論できるようにすべきであった。国土交通省と委員会の役割をより明確に提示してから対話すべきであった。

「反映」は十分であったか

(問題点) 委員内部では寄せられた一般意見を共有・検討したが、十分とはいえなかった。

(想定原因) 委員自身の認識の共有、論点の整理に多くの時間を要したため、相対的に一般からの意見の分析・検討に十分な時間が割けなかった。

(成果) 一般からの意見は随時分類整理し、生の文章と共に委員に配布し共有した。委員の意見、流域住民からの意見、河川管理者の質問を、論点別に対比させる資料を作成し、必要な部分を提言内容に反映させた。委員は、一般の意見を十分に理解した上で、自らの意見形成や委員会・場会での方向性の検討が行えた。

(反省点) 一般からの意見について集中的に審議する時間をより多く持つべきであった。

「見直し・修正する」は十分であったか

(問題点) 寄せられた意見に対してまだ意見提出者に対する回答ができていない。

(想定原因) 寄せられた意見を踏まえての委員会としての検討・意見集約の過程にあり、寄せられた意見に対する修正は今後作業していく予定である。

(成果)(反省点) 現在、見直し・修正する方法について検討中である。最終提言と同時期に何らかの方法で提言への採用不採用と、その理由等を見直し・修正を行う方向で検討している。

3 - 2 河川整備計画策定時

本委員会は、委員会における活動から得られた問題点、反省点をもとに、河川管理者は、その河川整備計画案作成にあたって、以下の施策を実施するよう、強く要請する。

(1) 情報の公開と共有

(情報公開の方針)

- ・ 住民との協働を図る上で、まず、自ら進んで情報を公開すること。公開する情報は、河川管理行政遂行に有利なものに限らず、不利な情報も含めた一切の情報を公開しなければならない。
- ・ 淀川水系の現状を十分説明すること。淀川水系流域委員会においても、現状認識の共有に時間が必要であった。住民との十分な議論を行うために必要な段階である。
- ・ 河川整備計画策定の意義を、住民に明確に理解してもらうよう、わかりやすい情報公開を行うこと。流域委員会の存在が、広く知られていなかったように、河川整備計画が、これから策定されることを認知していない住民も多い。まずは、今、河川整備計画を策定しようとしていること自体を広く知らせる。

(河川整備計画原案、河川整備計画案の作成方針)

- ・ 河川整備計画原案及び河川整備計画案を、わかりやすく作成すること。難解、誤解を招

く、あるいは、後に複数の解釈の余地が発生しないよう、出来る限りわかりやすく明瞭に記述すること。住民の視線での記述、図表の多用、論点の図表化、従来と何が変わるかについての対比表、用語集の添付等が必要である。

(計画策定過程の公開)

- ・ 河川整備計画原案作成、及び河川整備計画案作成時点のそれぞれにおいて、判断形成過程を説明すること。最終的に選択された結果だけでなく、それにいたる代替案とその費用便益分析、計画環境アセスメントの経過と選択・決定に至った結果も記載する。また、分かりやすく代替案を展示すること等も検討する。
- ・ 住民意見の反映過程を明示すること。論点ごとに、流域住民の意見、委員会の意見、河川管理者の意見を明示的に整理して開示することも検討する。

(情報公開の手法)

- ・ より幅広い住民に情報公開を行うこと。専門家の意見を聞くことが目的ではなく、流域に住む住民の意見を汲み上げることが目的である。
- ・ 主要な論点についての情報をテレビ、新聞、公報等で知らせると共に、市町村、および地域における回覧板を活用する等して、河川整備計画原案をできる限り流域のすべての住民に周知すること。また、河川整備計画案については、流域内の県庁所在地等において、一切の情報を一室にまとめて閲覧できるようにすること。
- ・ 難解な資料については、説明、解説できる体制を作ること。流域を視覚的、立体的に表現した模型を作成すること
- ・ 国土交通省の管轄する工事事務所等では夜間も閲覧し、コピーができるようにすること。
- ・ 住民がインターネットやその他の方法で容易に検索して情報が入手できる体制を整えること。

(情報の共有)

- ・ 河川管理者と住民との連携・協働を進めるにあたって、河川管理者と住民の双方が所有する情報を共有する必要がある。淀川水系流域委員会を通じて、住民側の一定の情報は、河川管理者側に伝達されてきたが、今後は、住民側も、自らの情報を河川管理者に提示し、積極的に共有するよう努力しなければならない。また河川管理者は、これら住民から提供された情報を広く流域住民が共有できるように公開しなければならない。

(2) 住民との連携・協働

- ・ 淀川水系の今後のありかたは流域以外にも大きな影響を与えるため、流域住民に限らず、
- ・ 日本中あるいは世界中誰でも、意見を寄せられるようにすること。
- ・ 住民から寄せられた意見については、できる限り誠実に回答すること。また、住民からの意見表明に、合理的な理由がない限り回数制限を設けてはならない。
- ・ 公聴会、セミナー、研究会、公開討論会、現地見学会等を行ったり、市民集会、地域集会等に参加したりして、幅広く討議すること。

- ・流域の河川管理に深い関係がある住民とは、意見聴取にとどまらず、公聴会等によるより深い討論を行うこと。

本提言において、「3 - 3 河川整備計画策定後」に実施すべき施策として以下で記述する施策についても、できる限り速やかに実施することを要請する。

3 - 3 河川整備計画策定後

河川整備計画策定後の、河川整備・管理については、河川整備計画の理念に合致するよう今後20年から30年後を睨んだ長期的な視点で、河川管理者と住民の双方が努力しなければならない。河川管理者に対しては、特に、以下の施策を速やかに実施するよう強く要請する。

(1) 情報の共有と公開

- ・情報技術を活用した情報検索の仕組み等、住民が知りたい情報をインターネットやその他の方法で容易に検索して入手できる恒常的な仕組みをつくること
- ・多様な住民との情報共有を強化するため、行政職員の休日出勤等に関する処遇を整え、住民との窓口は、土曜・日曜・休日にも必要に応じて対応できるようにすること。

(2) 住民との連携・協働

住民団体・地域組織等との連携

- ・河川環境の保全と創造のためには、従来の河川工学的な知見だけでなく、生物、歴史、文学、芸術、心理学、法律、福祉、都市計画、経済、造園、景観等の広範な専門家の協力が不可欠であり、河川に関する日常的な課題も含めて、随時助言を受けることができるように、専門家のネットワークや、人材バンクづくりをさらに進めること。
- ・河川と住民団体、地域組織をつなぐ拠点として、既存の環境学習・地域学習施設を活かし、川や湖の環境・歴史・文化・民俗に関する学習活動を展開すること。川の公民館的な学習拠点を各地域に設置する。
- ・住民との協働による河川管理・整備技術を開発すること。河川管理は行政と業者がやり、住民はお客さん、という既存の枠組みを越えて共に汗を流すための技術開発を行う。
- ・伝統工法の再認識や保存、水防組織の再構築等を支援すること。
- ・住民団体、地域組織との連携事業の計画を公募、提案制度を創設すること。
- ・住民との対応部署を常設すること。
- ・河川管理者自身が河川環境に関する広範な分野についての素養を身につけるとともに、こうした広範な分野に精通した人材を幅広く育成するため人材交流の推進、研修体制の

充実を図ること。

- ・ いわゆる官設、民営の交流の場づくり（施設と人材・知恵）や資器材の貸与サービス等多様なサービスを充実すること。
- ・ 河川への知識と企画調整能力を持った人材を NPO 等と連携して育成すること。
- ・ 河川管理者と住民との協働を支援する解説者の育成を行うこと。
- ・ 河川、自然、歴史・文化、住民活動等の多様な分野で、「人材の蔵」を創設するほか、住民側、河川管理者側双方に、いわゆる媒介人を養成すべく力を入れること。

河川・環境学習の推進

- ・ 学校教育の中で、河川・環境学習を充実するように努力すること。
- ・ 望ましい河川環境を理解するための図書等の出版を行うこと。
- ・ 学生の参画を支援すること。学生が、「現場経験の拡大」の一環として河川管理に参画する。
- ・ 川の情報室、川の出前講座、川の工房、シンポジウム、談話会、見学会、勉強会を開催すること。

川の守り人（仮称）流域センター（仮称）の設置

- ・ 住民等の参加による河川管理の推進のため、法令に基づき一定の権限と義務を付与した川の守り人制度、および多様な主体の河川管理活動の拠点として流域センターの創設を図る。

<川の守り人>

- ・ 地域固有の情報や知識に精通し、一定の資格要件を満たした流域住民あるいは住民団体等を川の守り人として任用するとともにその育成にも努め、河川管理上、必要な役割の一部を分担させ、新たな河川管理の推進を図る。川の守り人には、その任務の公的性質から、しかるべき法制度に位置付けるとともに、任務の遂行に関して、適切な権限と報酬の付与を図ることを考える。

<流域センター>

- ・ 川の守り人の活動拠点として「流域センター」の創設を提案する。この流域センターには、地域住民がより積極的に河川に関わる活動を展開できる環境を整備し、防災、上下流交流・連携、川に学ぶ活動、および現場博物館等多彩な機能を持たせる。当面、既存設備または遊休施設を活用することとする。また、住民間の意見調整、住民と行政間の調整、一般からの意見聴取、様々な情報収集等を図り、河川と地域の課題に関する審議や意思決定を行う第三者的な機関として機能させることも検討する。

計画の継承、確認のための機関の設置

計画の推進にあたっては、計画が本来の趣旨にそって、進展しているかどうか、や、社会情勢の変化や進捗状況により、見直すべきかどうか等について確認する機関を設置する

ことを、現在の流域委員会をもとに検討する。